

平成十九年二月九日受領  
答弁 第二八号

内閣衆質一六六第二八号

平成十九年二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館のインテリジェンス活動に関する質問に対し、別紙  
答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館のインテリジェンス活動に関する質問に対する

答弁書

一、二及び四について

外務省が行っている情報収集の内容等については、対外的な関係において我が国が不利益を被るおそれがあるため、答弁を差し控えたい。

三について

外務省において確認できる範囲では、御指摘の職員が現職に発令された平成十七年十月三日以降、国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）第六条第一項の規定に基づき五千円を超える贈与等又は報酬の支払に係る報告の提出はない。